

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1

氏 名 株式会社パブリック

代表取締役 三野 輝男

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 0875-57-1300



循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和元年 12 月 3 日	元廃対第 32620-2 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	節資源(コンクリート殻、木材の節約)	同左	
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	同左	
	循環的な利用の概要	県外からの廃棄物を破碎されてリサイクル可能なコンクリート殻、アスファルト殻は建設資材として使用し、他は埋立処分する。廃木材は破碎チップ化後、ボード製造会社に売却、パーティクルボード原料として使用または製紙業者等に売却、ボイラ燃料として使用される。	同左	
	事業場の所在地	香川県三豊市財田町財田中字吉田 4704 番	同左	
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称	別紙一覧のとおり	別紙一覧のとおり
		種類	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類 ③木くず	同左
		性状	固形状	同左
		1年当たりの最大取扱量	①4 t/年 ②10,006 t/年 ③2,070 t/年	①4 t/年 ②10,006 t/年 ③1,970 t/年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙一覧のとおり	別紙一覧のとおり
住所又は所在地		同上	同上	
排出事業場		名 称	同上	同上
		所 在 地	同上	同上

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用施設の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所 香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番	同左	
		施設の処理能力	①②破碎施設 1,040 t/日 ③ 破碎施設 97.44 t/日	同左
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置：施設の位置図参照 処理の方法：中間処理（破碎） 構造：循環利用施設の図面参照 設備：破碎機2基	同左
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量 排ガス・排水は生じない	同左
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	該当なし	該当なし
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当なし	該当なし
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	該当なし	該当なし	
	循環利用施設の変更の内容	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	該当なし	該当なし
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	該当なし	
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項	飛散等の防止のため、2方を万能鋼板で囲い、廃棄物の飛散及び流出を防止する	該当なし	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		有 ・ 無	有 ・ 無	
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		処理能力の範囲内 30年度処理実績（年間） ガラス陶磁器くず 1.3 t がれき類 8601.7 t 木くず 3952.81 t 見込み ガラス陶磁器くず 2 t がれき類 9,000 t 木くず 4,500 t	処理能力の範囲内 令和4年度処理実績（年間） ガラス陶磁器くず 0.9 t がれき類 5940.5 t 木くず 5478.4 t 見込み ガラス陶磁器くず 1.5 t がれき類 6,500 t 木くず 6,000 t	

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	種 類	① 建設資材 ②木材チップ	同左
		性 状	固形バラ	同左
		1年当たりの最大製造量	① 312,000 t/年 ② 29,232 t/年	同左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	該当する規格なし	同左
		再生品の利用又は取引の見込み	①建設資材として建設業者へ販売する ②パネイクボード原料としてボード製造会社に売却またはボイラ燃料として製紙会社へ売却	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	ガラス、コンクリート、陶磁器、がれき類、金属くず	同左
		種 類	ガラス、コンクリート、陶磁器、がれき類、金属くず	同左
		性 状	固形状	同左
		1年当たりの最大発生量	20 t/年	同左
		処 分 方 法	埋立処分、金属は売却	同左
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			種類または性状の変更はない	
変 更 予 定 年 月 日			年 月 日	
変 更 の 理 由			廃止に伴うリサイクル事業の縮小	
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			—	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			—	
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。